

令和6年度 ひがしこうち広域周遊促進事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は令和6年度 ひがしこうち広域周遊促進事業の委託先について適正かつ公正に選定するために、プロポーザル方式により企画提案を選定する手続きに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業名

令和6年度 ひがしこうち広域周遊促進事業

(2) 事業の目的

高知県東部地域の観光資源等を基にした、広域的な周遊促進に繋がる企画を立案、実施することによって、広域周遊の促進及び観光消費額の向上を目指すことを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 見積限度額

4,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

ただし、本事業は令和6年度予算で執行し、安芸広域市町村圏事務組合広域観光推進事業費補助金を活用するものであることから、当協議会の社員総会において令和6年度予算が承認され、かつ、当該補助金が交付決定となったときに確定するものである。

4 企画提案者の募集

本事業の受託者を決定するため、企画提案者(以下、「提案者」という。)の募集を行うこととし、その方法はこの実施要領に基づくこととする。具体的には、以下に記載する内容を参照すること。

5 企画提案についての留意点

- (1) 別途定める「令和6年度 ひがしこうち広域周遊促進事業 仕様書」に基づく企画提案を行うこと
- (2) 以下の内容を含めた提案を行うこと
 - ①高知県東部地域の周遊促進及び観光消費額向上に繋がる企画提案であること
 - ②高知県東部9市町村（室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）への周遊に繋がる企画提案であること
 - ③四国地方及び中国地方、関西地方をターゲットとした企画提案であること
 - ④事業の効果及び効果測定方法を明確に示すことができる企画提案であること

6 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度 ひがしこうち広域周遊促進事業 公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

7 資格要件

- (1) 類似業務の受託若しくは観光プロモーションに類する業務等の取扱実績を有していること
- (2) 本プロポーザルに参加する本店もしくは営業所等が、直近年度の都道府県税(事業所及び都道府県税)及び市町村税を滞納していない者であること
- (3) 「安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成25年規則第1号)」に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと

8 質疑と回答

質疑は、別紙様式1により受け付けることとし、電話又は口頭による質問は受け付けない。質疑と回答の内容は、令和6年3月4日(月)までに一般社団法人 高知県東部観光協議会(以下、「協議会」という。)ホームページ(<https://higashi-kochi.jp/>)内に掲載することとする。

- ・提出先 一般社団法人 高知県東部観光協議会
F A X : 0887-34-0865
- ・提出方法 F A X (電話にて着信を確認すること)
- ・受付期限 令和6年3月1日(金)17時まで

9 参加申込及び資格要件の審査

本企画提案への参加申込は別紙様式2により、以下の提出先に提出方法及び提出期限を遵守し提出すること。なお、資格要件の審査にかかる、別紙様式3及び別紙様式4、別紙様式5、納税証明書(「都道府県税」、「市町村税」について、未納の税額がないことの証明書)についても、参加申込書類と併せて提出することとする。

- ・提出先 〒784-0042 高知県安芸市土居82-1(安芸市役所内)
一般社団法人 高知県東部観光協議会
- ・提出方法 持参、又は郵送(郵送の場合は書留郵便又は、配達証明に限る。)
- ・提出期限 令和6年3月8日(金)17時必着

10 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定する。

事業の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後10日以内に候補者と協議会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進み、交渉を行った日から5日以内(予定)に交渉が整わない場

合は、次点者に選定された者が、改めて協議会と交渉を行うこととする。

11 企画提案書の作成

別途定める「令和6年度 ひがしこうち広域周遊促進事業 公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり作成するものとする。

12 審査

別途定める「令和6年度 ひがしこうち広域周遊促進事業 公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査を行う。

13 審査結果

審査結果は、すべての提案者に文書にて通知するとともに、協議会ホームページにて公開する。

14 日程（予定）

令和6年

3月 1日（金）	17時まで	質疑受付の期限
3月 4日（月）	付け	質疑への回答（HPへ掲載）
3月 8日（金）	17時必着	企画提案参加申込の提出期限
3月 14日（木）	付け	参加資格審査結果の通知
3月 25日（月）	17時必着	企画提案書の提出期限
3月 29日（金）	午前中（予定）	審査委員会（プレゼンテーション）
4月 3日（水）	付け（予定）	審査結果の通知

15 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（審査委員会での使用に限る）する
- ・契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに二次利用しない

16 留意事項

- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする
- ・次の各号に該当した場合、提案者は失格となる場合がある
 - ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員又は協議会関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ・提出された企画提案書は、安芸市情報公開条例(平成11年条例第2号)に準じて公開請求があった場合には、原則公開する。なお、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報で参加者が非公開を希望する場合は、提出書類の

該当部分と非公開とする具体的な理由を、情報公開を希望しない届出書(別紙様式6)により事前に提出しておくこと。公開、非公開の判断は、具体的な理由を参考に、同条例に基づき「令和6年度 ひがしこうち広域周遊促進事業公募型プロポーザル審査委員会」が判断する。

17 問い合わせ先

〒784-0042 高知県安芸市土居 82-1
一般社団法人 高知県東部観光協議会
担当者：元木、上村
TEL：0887-34-0866 FAX：0887-34-0865
E-mail：tobukochi@vesta.ocn.ne.jp